

四日市市地域維持型建設共同企業体取扱試行要領

(要旨)

第1条 この試行要領は、四日市市が発注する市管理施設の維持修繕業務等を包括的に
行う地域維持型契約方式の試行にあたり、地域維持型建設共同企業体（以下「地域維
持型JV」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 地域維持型JVとは、市管理施設の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建
設企業が継続的な協業関係を構築することによりその実施体制を安定確保するた
めに結成される共同企業体をいう。

2 地域維持型JVは、甲型（共同施工方式）及び乙型（分担施工方式）のいずれかの
形態によるものとする。

(対象事業)

第3条 地域維持型JVの対象事業は、市管理施設の維持管理のために必要な業務のう
ち、次に掲げる維持修繕業務等の中から指定する業務とする。

- (1) 道路維持
- (2) 舗装補修
- (3) 交通安全施設
- (4) 路面標示
- (5) 雪氷対策
- (6) 河川水路維持
- (7) 溜池維持
- (8) 調整池維持

(実施体制及び構成員の数)

第4条 地域維持型JVの体制は、各構成員が一体となって、又は適切な役割分担によ
り事業を実施できる体制とする。

2 地域維持型JVの構成員の数は、地域や対象事業の実情に応じ円滑な施工が確保で
きる数を勘案して10社程度を上限に設定する。

(業務の指定及び資格要件の決定)

第5条 地域維持型契約方式として包括契約により発注する業務の指定は、四日市市
請負工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て行うものとし
る。

2 前項に基づく業務の指定を行おうとするときは、当該業務の地域維持型JVの構
成員に適した企業の資格要件を内申し、審査会の審査を受けなければならない。

(地域維持型JVの基本的要件)

第6条 地域維持型JVのすべての構成員は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。
- (2) 四日市市内に本店を有すること。なお、本店の所在地と建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所が四日市市内にあること。
- (3) 土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (4) 土木一式工事の主任技術者となることができる者を、すべての構成員が配置できること。なお、地域維持型JVの代表者となる者は全ての履行期間において、土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。ただし、専任は要しない。

また、代表者の監理技術者又は主任技術者は構成員の作業を適正に把握すること。

- 2 地域維持型JVの代表者は、構成員の協議において決定された者とする。
- 3 審査会で構成員となる企業の資格が適当と認められたときは、当該業務の概要、資格要件及びその他の業務の施工に必要な事項を公告するものとする。

（地域維持型JVの結成）

第7条 前条により公告された資格要件を有し、指定された業務への参加を希望する企業は、任意に地域維持型JVを結成できるものとする。

この場合、一の企業は、同一業務（市内を複数の区域に分割して発注する場合は、そのすべての区域の業務）につき、二以上の地域維持型JVの構成員となることはできない。

（構成員の出資比率等）

第8条 地域維持型JV（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。

- 2 地域維持型JV（乙型）の場合は、業務分担又は分担業務額のないものを構成員とすることはできない。

（申請手続等）

第9条 地域維持型JVは、参加資格の申請を行おうとするときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札（又は公募型プロポーザル）参加資格審査申請書（様式第1）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書（様式第2、又は第3）（写し）
- (3) 委任状（様式第4）
- (4) 使用印鑑届（様式第5）

- 2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届（様式第1-2）を提出するものとする。

（地域維持型JVの入札参加資格審査）

第10条 前条の申請があったときは、速やかに参加資格の審査を行い、審査結果を代表者に通知するものとする。ただし、参加資格があると認めた者に対しては、省略することができる。

(存続期間)

第11条 地域維持型JVは、地域維持業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は解散することができない。

2 地域維持業務を受注できなかった地域維持型JVは、前項の規定にかかわらず、当該地域維持業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月7日から施行する。